文京区補助金等チェックシート

所属 子ども家庭部幼児保育課

1	補助	力金	の名	称等												3	0年度調査
補	助	金	の	名	称						家庭的	保育	育事業助成会	È			
根	拠	ŧ	涀	定	等	文京区家庭的保育事業助成要綱											
創		設	ź	Ę.	月	平成	22	年	9	月	経過年数 ^{〔自動計算〕}	[7年	終了	予定年	月	
直	近 σ)見	直	し年	月	平成	29	年	4	月	経過年数 ^{〔自動計算〕}	:	1年				
見	直	l	Ø	内	容		改定に	上伴う個	傷害保険·	•賠	償責任保険料	料助	が成額の変更	[
						款			項		目		大事業		中	事業	実施計画事業番号
予	:	算	Ŧ	4	目	5民生費	2	4児童	福祉費	1保	:育園費		庭的保育事業 助(区認定)	美運営	1家庭的保 補助(区認	と育事業運営 以定)	
補	助	金	の	種	別	□ 奨励	的補助	J _]施設運	営補	助□扶	助的	内補助 🗌	投資	的補助	□ 利子補語	給
2	・ ・補助金の概要																
補		助	E		的		対し、				(22文男保第 要する経費の						
補	助事	業	等	の内	容	家庭的保 等につい				こで	必要な経費の	のう	ち、運営費や	₽消耗。	品購入経	費、保育補助	力者雇入費
補	助対	象系	径 費	の内	容	運営費、 団体傷害	夏期手 保険加	当、冬日入経	、期手当、 費、保育	研(補助	修費、消耗品 力者雇入費、	5購 賠信	入経費、健康 賞責任保険#	表診断 斗、小丸	経費、施記 規模共済力	段整備経費、 旧入経費	冷暖房費、
						□区民		地域	舌動団体		NPO(特员	定非営利活動	协団体)②事業	者	その他
補	助	事	業	者	等	〔特定のホ	目手方に		している	易合	は具体的に	記入	J				
						√ 定率	補	助率		10/	/ ₁₀		定額	補助	額		J
						□補助	•	_	助単価	,	,	,	単位	(]	<u></u> ₹の	他
補	助	金	Ø	算	出	〔その他の	の場合に	は具体	体的に記え	入 〕					<u> </u>		
						〔定額又	よ補助.	単価の	の場合は	金額	段定の考え	.方?	を具体的に言	[人5			
公	募	(D	状	況	対象事業	者へ直	接連	絡								
実 使	績 報 途		· 時(准 記	こおけ 忍 方	つる 法	☑領収	書	契	約書		 〕決算書		成果物	<u> </u>	その他()
						✓区単	独		負担害	引合	区		国	1	都	補助対象	
補	助・	単	独	の状	況		(区上野		上乗せ							·	

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	0	
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	0	
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	0	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	0	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	0	
五十任	交付先は適正な手続きによって決定されているか	0	
	補助金の交付以外の代替策はないか	0	
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	0	
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	0	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	0	
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	0	
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	0	
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	0	

4 交付実績 (件、千円)

╧	項目	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算)	30年度(予算)				
			20 牛皮 (23年及(沃昇)	30年度(了异)				
3	を付(見込み)件数	9	9	7	3				
決算(予算)額		33,450	34,825	26,248	11,412				
	国庫支出金	0	0	0	0				
	都支出金	0	0	0	O				
	その他	0	0	0	0				
	一般財源	33,450	34,825	26,248	11,412				
	29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等) 家庭的保育者7名								

5 課題及び今後の方向性

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度開始に伴い、家庭的保育者は一定の要件を満たせば地域型保育事業の一類型に位置付けられることとなった。

平成30年度より、一部の家庭的保育者が新制度に移行したため、平成30年度の交付見込み件数が減少している。今後も当該事業(区独自制度の家庭的保育事業)は新制度と並行して実施していく予定である。